

(平成26年3月5日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	26 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	22 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	25 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	11 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から同年6月まで  
② 昭和59年4月から61年3月まで  
③ 昭和63年5月  
④ 平成2年2月  
⑤ 平成2年4月  
⑥ 平成3年1月  
⑦ 平成3年10月  
⑧ 平成4年3月  
⑨ 平成9年9月

私は、昭和52年8月に会社を退職した後に国民年金に加入し、53年4月に婚姻した後は、平成9年頃を除き、私が夫婦の国民年金保険料を銀行からの振込みや口座振替と一緒に納付していた。特に、夫の保険料が納付済みとされている申立期間②の2年間は、私の保険料が未納であることは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、申立人の夫が作成したとする昭和58年、59年及び60年分の確定申告書(控)を提出しており、59年及び60年分の確定申告書に記載されている社会保険料控除額は、前年分の所得金額等を基に試算した申立人の世帯の昭和59年度及び60年度の国民健康保険料額と夫婦二人分の59年度及び60年度の国民年金保険料額の合計額に足りていることから、当該社会保険料控除額には申立期間②の夫婦二人分の国民年金保険料額に相当する金額が含まれているものと考えられる。

一方、申立期間①及び③から⑨までについては、申立人は、夫婦の保険料を銀行から

の振込みや口座振替で一緒に納付していたとしているが、当該期間は8か所に及び、行政機関及び金融機関がこれだけの回数の事務処理を誤ったとは考え難いほか、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から49年6月まで  
② 昭和50年4月から51年3月まで

私の母は、私が20歳になった昭和44年\*月頃に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を郵便局で納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号直近の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から昭和51年10月頃に払い出されたと推認でき、同年同月時点では当該期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であるほか、前後の期間の保険料は納付済みである。

また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、昭和46年11月に任意加入した後の47年1月から60歳に到達する前月の58年\*月までの保険料を全て納付しているなど納付意識の高さが認められる上、申立期間は12か月と短期間であることを踏まえると、当該期間の保険料についても納付されていたものとみるのが自然である。

一方、申立期間①については、上述のとおり、申立人の手帳記号番号は昭和51年10月頃に払い出されたと推認でき、同年同月時点では当該期間の保険料は時効により納付することができず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から同年7月まで  
② 平成13年7月

私は、申立期間①を含む昭和49年6月から50年9月までの国民年金保険料を納付した証拠となる国民年金手帳を所持している。申立期間①の4か月だけを未納にするはずがない。納付した証拠があるのだから、保険料を納付していたと認めてほしい。申立期間②については、私は、会社を退職した後、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された申立人の国民年金手帳の写しを検証したところ、欄外に「昭和49年度」と記載がある国民年金印紙検認記録のページには、6月欄、9月欄、12月欄及び3月欄に領収証書の領収印の印影部分と思われるものが切り取られ貼付されており、そのうち6月欄に貼付されたものには「厚生部国民年金課」と印字されていること、それらの領収場所及び領収日は、当時の国民年金保険料の納付場所及び当該年度内の日付であること、オンライン記録では、昭和49年6月から50年3月までの保険料は納付済みとなっていることから、これら当該ページに貼付されたものは保険料の領収証書の一部であると推認できる。また、「昭和50年度」と記載がある国民年金印紙検認台紙のページにも同様に、6月欄及び9月欄に領収証書の領収印の印影部分と思われるものが切り取られ貼付されていること、それらの領収場所及び領収日は、当時の保険料の納付場所及び納期限内の日付であること、オンライン記録では、昭和50年8月及び同年9月の保険料は納付済みとなっていることから、当該ページに貼付されたものも保険料の領収証書の一部であると推認され、申立期間当時の保険料は3か月単位で収納されていたことを考慮すると、当該ページに貼付されたものは、

それぞれ同年4月から同年6月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間の保険料の領収証書の一部であると考えられる。

一方、申立期間②については、申立人から当該期間当時の保険料の納付状況等に関して、調査に対する協力が得られないことから、当時の状況が不明であるほか、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から同年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年12月及び46年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和7年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から38年12月まで  
② 昭和46年4月から47年3月まで

私は、昭和45年1月に国民年金に任意加入し、遅れることがあっても国民年金保険料を納付していた。申立期間①の保険料は還付された記憶が無く、保険料を納付した際に受け取った領収証書を持っているので納付済期間として認めてほしい。申立期間①が国民年金に未加入とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、昭和49年11月11日に第2回特例納付制度を利用して国民年金保険料を納付していることが申立人の所持する領収証書で確認できるものの、当該期間のうち、36年4月から同年11月までの期間は厚生年金保険の被保険者期間（脱退手当金支給済み）であり、婚姻した37年1月から38年12月までの期間は国民年金の任意加入適用期間の未加入期間であることから、後述の36年12月を除く期間については、納付済期間とすることはできない。また、59年6月11日作成の還付・充当・死亡一時金等リストには、51年2月4日に申立期間①の保険料に係る還付決議が行われたことが記載されており、申立人に対して保険料が還付されたことを疑わせる事情も見当たらない。

一方、申立期間①のうち、厚生年金保険の被保険者資格を喪失してから婚姻するまでの1か月間（昭和36年12月）については、日本年金機構の記録上、国民年金の被保険者期間となっていないが、この期間は国民年金の強制加入被保険者となるべき期間であり、保険料が還付される前は納付済期間となっていたことから、この期間については、納付済期間とする必要がある。

申立期間②については、申立人は、当該期間を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付している。また、当該期間は 12 か月と短期間であり、当該期間直前の期間の保険料は昭和 47 年 3 月 8 日、当該期間直後の期間の保険料は 48 年 3 月 30 日にそれぞれ納付されていることが申立人の所持する領収証書で確認でき、いずれの納付時点でも申立期間②の保険料を納付することは可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 12 月及び 46 年 4 月から 47 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び申立期間②のうち、平成9年11月1日から10年10月1日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、平成10年10月から11年3月までを34万円、同年4月を32万円、同年5月から14年9月までを34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年11月1日から9年10月1日まで  
② 平成9年11月1日から14年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与額に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間において給与が下がったことはないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び申立期間②のうち、平成9年11月から10年5月までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、34万円と記録されていたところ、同年6月23日付け及び同年6月24日付けで、遡及して17万円に減額訂正されていることが確認できる上、同社に勤務していた複数の従業員の標準報酬月額についても、申立人と同様に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の厚生年金保険担当責任者は、経営状況が厳しかった時期に社会保険料の滞納があり、社会保険事務所から月額変更届の提出を指導された旨供述しているところ、同社に係る滞納処分票により、同社は、平成9年11月から10年5月までの期間において厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

なお、上記責任者及び元従業員は、申立人は直営店の店長であり、標準報酬月額の改定に係る手続には関与していなかった旨供述している。

これらを総合的に判断すると、平成10年6月23日付け及び同年6月24日付けで行われた遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間①及び申立期間②のうち、9年11月から10年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た34万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成10年10月1日）で16万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間②のうち、平成10年10月から14年9月までの期間について、上記責任者は、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は引き続き減額訂正前の34万円であり、当該標準報酬月額に見合う保険料を給与から控除していた旨供述しているところ、申立人と同様に10年6月23日付け及び同年6月24日付けで標準報酬月額を遡及して減額訂正されている元従業員から提出された8年11月分から17年3月分まで（平成9年1月分、同年2月分、12年2月分、15年1月分及び16年1月分を除く。）の給与支給明細書によると、9年10月を除く全ての期間においてオンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料より高い額が控除されており、当該控除額に見合う標準報酬月額は、いずれも減額訂正前の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立人から提出された平成12年8月分の給与支給明細書により、標準報酬月額34万円に見合う保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、平成10年10月から14年9月までの期間について、標準報酬月額34万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、上記責任者は、申立期間において申立人の給与を下げたことはない旨供述しており、上記申立人から提出された給与支給明細書に記載されている報酬額は36万8,750円であるが、同じく申立人から提出された平成11年3月から同年7月までの給与振込額が確認できる振込通帳から試算した報酬月額のうち、同年4月に係る報酬月額のみが標準報酬月額34万円より低いことが推認できる。

したがって、申立期間②のうち、平成10年10月から14年9月までの標準報酬月額については、10年10月から11年3月までは34万円、同年4月は32万円、同年5月から14年9月までは34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る報酬月額を低く届け出た旨供述していることから、上記資料において確認又は推認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和39年3月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月25日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。B支店への異動はあったものの、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る「厚生年金被保険者証台帳」、同社の回答及び元従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（同社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日について、A社の回答によると、同社B支店の開店日は昭和39年3月25日と判断されるところ、上記元従業員は、申立人は同社同支店の開店日から勤務していたと供述していることから、同日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和39年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

一方、A社B支店に係る事業所別被保険者名簿によると、同社同支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和39年4月1日であり、申立期間は適用事業所となっていないが、同社は、同支店の開店日である同年3月25日において20人以上の社員が勤務していた旨回答していることから、同社同支店は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付していないとは考えられないとしているところ、これを確認できる資料は見当たらず、A社B支店は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和39年3月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月25日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。B支店への異動はあったものの、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る「厚生年金被保険者証台帳」、同社の回答及び元従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（同社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日について、A社の回答によると、同社B支店の開店日は昭和39年3月25日と判断されるところ、上記元従業員は、申立人は同社同支店の開店日から勤務していたと供述していることから、同日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和39年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

一方、A社B支店に係る事業所別被保険者名簿によると、同社同支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和39年4月1日であり、申立期間は適用事業所となっていないが、同社は、同支店の開店日である同年3月25日において20人以上の社員が勤務していた旨回答していることから、同社同支店は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付していないとは考えられないとしているところ、これを確認できる資料は見当たらず、A社B支店は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 7 月 10 日は 30 万円、16 年 12 月 10 日及び 17 年 12 月 12 日は 32 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日  
② 平成 16 年 12 月 10 日  
③ 平成 17 年 12 月 12 日

A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間において賞与を支給されたことは間違いないので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された給与支給明細書、C 厚生年金基金から提出された申立人に係る加入員記録及び平成 20 年 4 月 4 日に A 社が社会保険事務所（当時）に届け出た賞与支払届から判断すると、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与支給明細書において確認できる賞与額から、平成 15 年 7 月 10 日は 30 万円、16 年 12 月 10 日及び 17 年 12 月 12 日は 32 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B 社は、当時の資料が保管されておらず不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 10 日

A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間において賞与を支給されたことは間違いないので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された平成 15 年上期賞与に係る給与支給明細書及びC厚生年金基金から提出された申立人に係る加入員記録により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与支給明細書において確認できる賞与額及び保険料控除額から、28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B 社は、当時の資料が保管されておらず不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和6年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年8月31日から同年9月1日まで  
年金事務所からのお知らせによると、A社に勤務していた期間のうち、転勤前後の期間である申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとのことだが、申立期間においても同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。  
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から事業譲渡されたB社から提出された申立人に係る従業員名簿及び同社の回答から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し(昭和47年9月1日に同社からC社に移籍)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているところ、事業主が資格喪失日を昭和47年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月8日は42万3,000円、16年6月8日は52万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月  
② 平成16年6月

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に係る給与振込通知書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与振込通知書、A社から提出された賞与明細に係る基礎資料及び同社の担当者の供述から判断すると、申立人は、平成15年12月8日及び16年6月8日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給与振込通知書において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成15年12月8日は42万3,000円、16年6月8日は52万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、当時の資料が保管されておらず、保険料を納付したか否かについて不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成16年11月25日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年11月30日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳及び同社の回答により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳において確認できる賞与額から、25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、当該賞与

に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和 37 年 7 月 1 日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においてC工場からD工場への異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社における複数の元従業員供述から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務（昭和 37 年 7 月 1 日に同社C工場から同社D工場に異動）していたことが認められる。

したがって、申立人のA社C工場における資格喪失日を昭和 37 年 7 月 1 日に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和37年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月30日から同年7月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においてC工場からD工場への異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出されたA社の社報から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（昭和37年7月1日に同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和37年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和37年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 18 年 12 月 10 日は 130 万円、19 年 12 月 10 日は 146 万 5,000 円、21 年 12 月 10 日は 127 万 1,000 円、22 年 12 月 10 日は 130 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 10 日  
② 平成 19 年 12 月 10 日  
③ 平成 21 年 12 月 10 日  
④ 平成 22 年 12 月 10 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳及び申立期間に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳等において確認できる保険料控除額から、平成18年12月10日は130万円、19年12月10日は146万5,000円、21年12月10日は127万1,000円、22年12月10日は130万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）又は年金事務所に行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年12月10日は50万円、19年12月10日は51万8,000円、21年12月10日は51万9,000円、22年12月10日は53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月10日  
② 平成19年12月10日  
③ 平成21年12月10日  
④ 平成22年12月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳及び申立期間に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳等において確認できる保険料控除額から、平成18年12月10日は50万円、19年12月10日は51万8,000円、21年12月10日は51万9,000円、22年12月10日は53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）又は年金事務所に行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 18 年 12 月 10 日は 49 万円、19 年 12 月 10 日は 49 万 8,000 円、21 年 12 月 10 日は 49 万 9,000 円、22 年 12 月 10 日は 51 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 10 日  
② 平成 19 年 12 月 10 日  
③ 平成 21 年 12 月 10 日  
④ 平成 22 年 12 月 10 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳及び申立期間に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳等において確認できる保険料控除額から、平成18年12月10日は49万円、19年12月10日は49万8,000円、21年12月10日は49万9,000円、22年12月10日は51万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）又は年金事務所に行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年12月10日は37万円、19年12月10日は44万円、21年12月10日は47万円、22年12月10日は49万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月10日  
② 平成19年12月10日  
③ 平成21年12月10日  
④ 平成22年12月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与台帳及び申立期間に係る給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与台帳等において確認できる保険料控除額から、平成18年12月10日は37万円、19年12月10日は44万円、21年12月10日は47万円、22年12月10日は49万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）又は年金事務所に行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月25日は60万円、16年7月23日は62万円、同年12月24日及び17年12月24日は60万円、19年7月25日は57万円、同年12月25日は70万円、21年7月24日は57万円、同年12月25日は67万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月23日  
③ 平成16年12月24日  
④ 平成17年12月24日  
⑤ 平成19年7月25日  
⑥ 平成19年12月25日  
⑦ 平成21年7月24日  
⑧ 平成21年12月25日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間においても賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する給与支払明細書及びA社が保有する申立人に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、同社から、平成15年12月25日は60万円、16年7月23日は65万円、同年12月24日及び17年12月24日は60万円、19年7月25日は57万円、同年12月25日は70万円、21年7月24日は57万円及び同年12月25日は67万円の賞与の支払を受け、15年12月25日は60万円、16年7月23日は62万円、同年12月24日及び17年12月24日は60万円、19年7月25日は57万円、同年12月25日

は70万円、21年7月24日は57万円及び同年12月25日は67万円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記給与支払明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成15年12月25日は60万円、16年7月23日は62万円、同年12月24日及び17年12月24日は60万円、19年7月25日は57万円、同年12月25日は70万円、21年7月24日は57万円、同年12月25日は67万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月25日は30万円、16年7月23日は25万円、同年12月24日及び17年12月24日は30万円、19年7月25日は27万円、同年12月25日は50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日  
② 平成16年7月23日  
③ 平成16年12月24日  
④ 平成17年12月24日  
⑤ 平成19年7月25日  
⑥ 平成19年12月25日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間においても賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する給与支払明細書及びA社が保有する申立人に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、同社から、平成15年12月25日は30万円、16年7月23日は25万円、同年12月24日及び17年12月24日は30万円、19年7月25日は27万円及び同年12月25日は50万円の賞与の支払を受け、15年12月25日は30万円、16年7月23日は26万円、同年12月24日及び17年12月24日は30万円、19年7月25日は27万円及び同年12月25日は50万円に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業

主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記給与支払明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる賞与額又は保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は 30 万円、16 年 7 月 23 日は 25 万円、同年 12 月 24 日及び 17 年 12 月 24 日は 30 万円、19 年 7 月 25 日は 27 万円、同年 12 月 25 日は 50 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B部における資格喪失日に係る記録を昭和 55 年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月31日から同年6月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において関連会社への異動はあったが、同社に継続して勤務し、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社が保有する申立人に係る人事記録（個人記録票）及び同社の供述から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（昭和 55 年6月1日に同社から同社の関連会社であるC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B部における昭和 55 年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格喪失日について、昭和 55 年6月1日と届け出るべきところ、誤って同年5月31日と届け出ており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年3月26日は15万6,000円、17年3月29日は15万7,000円、18年3月29日は28万7,000円、19年3月28日は33万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月26日  
② 平成17年3月29日  
③ 平成18年3月29日  
④ 平成19年3月28日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社からの賞与振込額が確認できる資料を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社から提出された申立人に係る「平成16年分及び17年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立人は、同社から、平成16年3月26日は15万6,100円、17年3月29日は15万7,500円の賞与の支払を受け、当該額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料より高い額を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる

賞与額から、平成16年3月26日は15万6,000円、17年3月29日は15万7,000円とすることが妥当である。

申立期間③及び④について、申立人から提出された普通預金口座の「お取引明細書」及び預金通帳の記録により、当該期間においてA社から給与とは別に、平成18年3月29日は25万2,756円、19年3月28日は29万7,044円が振り込まれていることが確認できる。

また、申立人が居住する市役所から提出された平成18年の「住民税の賦課状況について」に記載されている社会保険料と同年におけるオンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額（7月及び12月）から算出した社会保険料との差額は、上記振込額を基に当時の社会保険料率等から算出した社会保険料とほぼ一致し、また、申立人から提出された「平成19年分給与所得の源泉徴収票」に記載されている社会保険料と19年におけるオンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額（7月及び12月）から算出した社会保険料との差額は、上記振込額を基に当時の社会保険料率等から算出した社会保険料とほぼ一致することから、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記振込額を基に算出した賞与額から、平成18年3月29日は28万7,000円、19年3月28日は33万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの賞与額に係る届出を行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないとしていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を134万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月5日

日本年金機構からの連絡により、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。申立期間に係る賞与明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る賃金台帳（賞与）及び申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間にA社から134万4,000円の賞与の支払を受け、当該額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳及び賞与明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、134万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 87 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 5 日

日本年金機構からの連絡により、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。申立期間に係る賞与明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る賃金台帳（賞与）により、申立人は、申立期間にA社から 87 万円の賞与の支払を受け、当該額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、87 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成16年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和44年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年8月31日から同年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成16年8月31日まで勤務しており、給与明細書によると厚生年金保険料を控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出された給与明細書及び事業主の供述によると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を平成16年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年4月10日は9万9,000円、同年8月10日は13万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月10日  
② 平成17年4月10日  
③ 平成17年8月10日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。申立期間においても賞与が支給されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③について、A社が加入していたB厚生年金基金から提出された申立人に係る賞与記録（異動記録マスター+賞与異動記録マスター一覧）により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、C市役所の税務課が保有する申立人の給与支払報告書に係る社会保険料控除資料における平成17年の社会保険料控除額とオンライン記録における同年1月から同年12月までの標準報酬月額及び標準賞与額から算出される社会保険料の合計額の差額は、上記厚生年金基金の賞与記録における申立人の当該期間に係る標準賞与額から算出される社会保険料控除額とほぼ一致していることが確認できる。

さらに、申立人と同様に、当該期間において標準賞与額に係る記録が欠落している複数の従業員が所持している賞与支給明細書により、当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていることが確認できることから、申立人についても、当該期間において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと推認できる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記社会保険料控除資料において推認できる厚生年金保険料控除額及び上記厚生年金基金の賞与記録から、平成17年

4月10日は9万9,000円、同年8月10日は13万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記のとおり、複数の従業員が保有する賞与支給明細書において、賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていることが確認できるところ、オンライン記録に当該標準賞与額の記録が無いことから、事業主は、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、事業主は、会社が倒産したため、申立人に係る厚生年金保険関係の資料は無いとしているところ、申立人は、当該期間において10万円くらいの賞与の支払を受けたと主張しているものの、賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる賞与支給明細書等の資料を保有していないことから、当該期間における賞与額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、C市役所の税務課が保有する申立人の給与支払報告書に係る社会保険料控除資料における平成15年の社会保険料控除額は、オンライン記録における同年1月から同年12月までの標準報酬月額並びに同年8月及び同年12月の標準賞与額を基に算出した社会保険料の合計額とほぼ一致していることから、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を控除されていなかったものと推認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から54年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から54年2月まで  
私が申立期間当時に勤務していた会社は、社員の国民健康保険料と国民年金保険料をA国民健康保険組合に納付していた。申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に勤務していた会社が社員の国民健康保険料と国民年金保険料をA国民健康保険組合に納付していたと説明しているが、申立人の国民年金手帳及び国民年金被保険者台帳では、申立期間は国民年金の被保険者期間とされておらず、申立人が申立期間当時に国民年金の被保険者であったことをうかがわせる事情も見当たらないことから、同社は、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から57年3月まで

私の母は、私が20歳になった昭和56年\*月に、区の出張所で私の国民年金の加入手続きを行い、母と私の国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和56年\*月に、母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の被保険者資格取得日のオンラインへの入力日から、平成4年5月頃に払い出されたと推認でき、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該手帳記号番号が払い出されるまでは、申立人は、国民年金に加入しておらず、保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

そのほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月、同年2月及び同年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年1月及び同年2月  
② 昭和46年4月から48年7月まで  
③ 昭和48年8月から49年3月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料についても納付してくれたと思うので、納付していたものと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から、昭和49年6月頃に払い出されたと推認でき、申立期間①及び②については、同年同月に発行された申立人の国民年金手帳に記載されている資格取得及び喪失日の履歴並びにオンライン記録の資格記録訂正及び追加の履歴から、当該期間が被保険者期間とされたのは平成元年3月6日であることが確認でき、同年同月時点では当該期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間③については、上記手帳記号番号払出時点で当該期間の保険料は過年度納付することが可能であるものの、保険料を納付していたとする父親から聴取することができない上、申立人は保険料納付に関与していないとしていることから、当該期間の保険料納付の状況は不明である。

そのほか、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 2 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月から 59 年 3 月まで

私の妻は、私が昭和 58 年 2 月に会社を退職した後すぐに私の国民年金の加入手続を行い、夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が昭和 58 年 2 月に会社を退職してすぐに申立人の国民年金の加入手続を行い、夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していたと説明しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日及び申立人の 59 年 4 月から同年 6 月までの保険料の納付月から、申立期間後の同年 4 月から同年 7 月までの間に払い出されたと推認でき、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該手帳記号番号が払い出されるまでは、申立人は、国民年金に加入しておらず、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、昭和 59 年 9 月 10 日に申立期間の納付書が作成されていることがオンライン記録により確認できるが、妻は申立期間の保険料を遡って納付した記憶が明確ではない。

そのほか、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から58年3月まで

私たち夫婦は、昭和53年4月に区役所に行き、夫婦の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は私が出張所及び郵便局で夫婦二人分を納付していた。申立期間の夫の保険料は納付済みとなっているのに私だけ未納のはずがない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年4月に夫婦の国民年金の加入手続を行い、同年同月からの国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の付加保険料納付の申出日から58年6月頃に払い出されていることが確認でき、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該手帳記号番号が払い出されるまでは、申立人は、国民年金に加入しておらず、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東東京国民年金 事案 13916 (事案 5430 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から42年4月までの期間、45年4月から同年10月までの期間及び46年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年9月から42年4月まで  
② 昭和45年4月から同年10月まで  
③ 昭和46年4月から47年3月まで

私は、私の母が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずであるとして記録の訂正を申し立てたが、前回は記録の訂正は認められなかった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないので再度審議してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であること、ii) 申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所(当時)において、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録が無いことなどを理由として、既に年金記録確認A地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成21年9月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から新たな資料等の提出は無く、そのほかに年金記録確認A地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 5 月及び同年 6 月

私は、平成 14 年 5 月に会社を退職し、はっきりとした時期は覚えていないが、翌月又は翌々月頃に市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、その際に申立期間の国民年金保険料を窓口で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を市役所の窓口で納付したと説明しているが、平成 14 年 4 月以降の保険料の収納事務は国に一元化されているため、申立期間の保険料を市役所の窓口で納付することはできない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 16 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 4 月から同年 6 月まで  
私は、いつ、どこで納付したかについてははっきりとは覚えていないが、納付書が届いたら遅れずに納付するはずであり、預金通帳に平成 16 年 9 月 29 日に A 銀行で 5 万円を引き出した記載があることから、同日に同銀行で申立期間の国民年金保険料として 3 万 9,900 円を納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、預金通帳に平成 16 年 9 月 29 日に A 銀行で 5 万円を引き出した記載があることから、同日に同銀行で申立期間の国民年金保険料として 3 万 9,900 円を納付したと思うとしているが、保険料の納付時期及び納付場所に関する申立人の説明は変遷しており、納付時期及び納付場所に関する申立人の記憶は明確でないことから、上記出金記録が保険料納付を目的としたものであったとまでは認めることができない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から55年3月まで  
私の母は、私が20歳になった昭和44年\*月に私の国民年金の加入手続を行い、私が自分で国民年金保険料を納付したこともあったが、申立期間の大部分の保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になった昭和44年\*月に申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、母親及び申立人が国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日から56年5月12日に払い出されたと確認でき、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該手帳記号番号が払い出されるまでは、申立人は、国民年金に加入しておらず、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

そのほか、申立人の母親及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から54年1月までの国民年金保険料については、免除されていたもの、又は納付していたものと認めることはできない。また、同年5月及び同年9月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年1月から54年1月まで  
② 昭和54年5月  
③ 昭和54年9月から57年12月まで  
④ 昭和58年1月から61年3月まで

私は、昭和48年頃に役所の担当者に勧められて国民年金に加入したが、国民年金保険料を納付していなかったため、51年又は52年頃に、区役所でそれまでの期間の保険料を免除してもらった。その後は、夫婦二人分の保険料を毎月一緒に納付していた。申立期間①から③までの保険料が未納とされ、申立期間④の保険料が申請免除とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについては、申立人は、昭和48年頃に国民年金に加入し、51年又は52年頃にそれまでの国民年金保険料を免除され、それ以降の期間の保険料を毎月納付していたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日から、58年3月18日に払い出されたと確認でき、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該手帳記号番号が払い出されるまでは、申立人は、国民年金に加入しておらず、保険料の免除申請及び納付を行うことはできなかったものと考えられる。

申立期間④については、オンライン記録では当該期間は保険料免除期間であり、申立人は当該期間の保険料を納付していたとしているが、申立人が保険料の免除申請を行っていないにもかかわらず、行政機関が4年度(39か月)にわたり保険料免除期間とする事務処理を行ったとは考え難い上、申立人が保険料を一緒に納付していたとする申立

人の夫も当該期間は保険料免除期間である。

そのほか、申立人が申立期間①から④までの保険料を納付していたこと、及び申立期間①の保険料が免除されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①から④までの保険料を納付していたこと、及び申立期間①の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、昭和48年1月から54年1月までの国民年金保険料を免除されていたもの、又は納付していたものと認めることはできず、また、同年5月及び同年9月から61年3月までの期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月から 59 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月から 59 年 12 月まで

私は、厚生年金保険の任意継続期間が終わった昭和 58 年 3 月頃に区役所から電話があり、来月から国民年金に加入していただくことになると言われたので、すぐに国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 3 月頃に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、60 年 1 月 21 日に任意加入したことにより払い出されており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、当該手帳記号番号が払い出されるまでは、申立人は、国民年金に加入しておらず、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から37年11月までの期間及び38年1月から39年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年6月から37年11月まで  
② 昭和38年1月から39年4月まで

私は、会社を退職するたびに区役所で国民健康保険と同時に国民年金の加入手続きを行い、自宅に届いた納付書で国民年金保険料を定期的に納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から、申立期間当時居住していた区から転居した先の区で昭和46年6月頃に資格取得日を同年2月21日として払い出されたと推認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

なお、申立期間当時居住していた区に係る国民年金手帳記号番号払出簿には、昭和37年4月頃に申立人と同姓同名の者に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるが、当該手帳記号番号は38年5月15日に取り消されており、同者の生年月日等が不明であるなど、申立人と同一人物であるか否かを確認することができないことから、当該手帳記号番号により、申立人が申立期間の保険料を納付したものと判断することはできない。

また、申立人は、申立期間の保険料は自宅に届いた納付書により、定期的に納付していたと述べているが、申立人が申立期間当時居住していた区の区報では、昭和44年4月から納付方法が「集金制度」から「納付書納入制度」に変わることが記載されており、申立期間当時に現年度分の保険料を納付書により納付することはできなかったことが推認できる。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情

も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 12 月から 44 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月から 44 年 7 月まで

私は、厚生年金保険に加入していることを知らなかったため、母の勧めで 20 歳の頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。また、私の国民年金手帳には被保険者の資格取得日が昭和 37 年\*月\*日、資格喪失日が 44 年 8 月 15 日と記載されているため、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が昭和 47 年 9 月 27 日に国民年金へ任意加入したことにより払い出されており、当該加入手続時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、20 歳になった昭和 37 年\*月頃に国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人が当時居住していたとする区に係る国民年金手帳記号番号払出簿には申立人の氏名は見当たらないなど、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、国民年金手帳の被保険者資格取得日及び同喪失日は、加入手続の時期にかかわらず、強制加入被保険者資格の取得・喪失の事実が発生した時点まで遡って記載されるものであることから、昭和 47 年 9 月の加入手続に伴い、国民年金手帳に申立期間に係る被保険者期間が記載され、申立人に交付されたと考えられる。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から49年12月まで

私の夫は、昭和47年の婚姻直後に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずであるが、社会保険事務所（当時）の国民年金保険料納付記録の照会についての回答書では、50年頃に国民年金の加入手続が行われたと記載されている。もし、夫が同年頃に私の加入手続を行ったのであれば、申立期間の保険料を遡って納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、昭和47年の婚姻後に自分の国民年金保険料を納付しながら申立人の保険料を納付しなかったということは考えられないと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から、50年4月頃に払い出されたと推認でき、申立人及びその夫が申立期間当時から現在も居住している区に係る国民年金手帳記号番号払出簿の47年1月から49年12月までの期間には、申立人の氏名は見当たらないなど、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、夫は、昭和50年4月頃に申立人の加入手続を行ったとすれば、当該加入手続時点で実施されていた第2回特例納付の制度を利用するなどして、保険料を遡って納付したはずであると述べているが、夫は、申立人の保険料を特例納付した記憶は無く、附則18条リスト（第2回特例納付を利用して保険料を納付した被保険者のリスト）に申立人の手帳記号番号は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続を行い、保険料を納付したとする夫は、加入手続の時期及び保険料の納付額に関する記憶は明確ではない。

そのほか、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月から29年3月まで

A社で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社で事務の仕事をしていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社において申立期間に勤務していた複数の従業員の回答及び申立人が記憶している同僚3人が、申立期間の全部又は一部期間において同社における厚生年金保険の加入記録が確認できることなどから判断すると、期間までは特定できないものの、申立人が申立期間において同社に勤務していたと推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は死亡している上、当該事業主の親族は、当時の資料等は保存されていないと回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人は、上記のとおり同僚3人を記憶しているが、そのうち一人は死亡しており、残る二人は連絡先不明であることから、申立期間の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社で申立期間に勤務していた複数の従業員が記憶する入社時期と同社における厚生年金保険の加入時期が相違していることから、同社では必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月1日から38年5月1日まで  
A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が従前の2万8,000円から2万6,000円に引き下がっている。  
当時は昇給があり、残業も多かったので、同額ならまだしも下がることは考えられないので、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料控除額が確認できる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間の保険料控除額等について確認できないとしている。

また、A社B支店の事業所別被保険者名簿によると、昭和37年10月に標準報酬月額の定時決定が行われた従業員のうち、申立人と同様に厚生年金保険の標準報酬月額が引き下がっている者が9人確認できるところ、当該9人のうち、連絡先が判明した7人に照会し回答のあった4人は、いずれも申立期間に係る給与明細書等を保有していないとしており、申立期間当時の保険料控除等について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿には、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されるなど、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月28日  
② 平成16年12月28日  
③ 平成17年7月28日

年金事務所から、A社に勤務していた元従業員の賞与に係る記録が訂正されたとの通知を受けた。自身についても、同社に勤務していた申立期間①から③までに係る賞与の記録が漏れているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元社会保険事務担当者は、申立人に申立期間①から③までに係る賞与を支払い、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたと供述している。

しかし、申立人が申立期間当時に居住していた市から提出された「住民税の賦課資料について(回答)」(以下「賦課資料」という。)によると、申立期間①及び②について、当該資料に記録されている社会保険料控除額は、オンライン記録で確認できる平成16年1月から同年12月までの期間における申立人の標準報酬月額から算出した社会保険料控除額の合計額に満たない金額となっていることが確認でき、また、申立期間③についても、賦課資料に記録されている社会保険料控除額は、オンライン記録で確認できる17年1月から同年12月までの期間における申立人の標準報酬月額から算出した社会保険料控除額の合計額に満たない金額となっていることが確認できる。

また、平成17年については、上記市から提出されたA社発行の同年分の源泉徴収票及び申立人が記載したと考えられる18年度市民税・県民税申告書においても、賦課資料と同額の社会保険料控除額が記載されていることが確認できる。

これらのことから、申立期間の賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①から③までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 10 日から 49 年 8 月 1 日まで

A社で、記者、営業として勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低額になっている。当時の給与額等を証明できる給与明細書等は持っていないが、一緒に勤務した同僚も私と同額の給与だったので、調査して、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は、平成 18 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、同社及び事業主から、同社における申立人の報酬月額及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人は、「A社に申立期間当時一緒に勤務していた同僚は、自分と同じ仕事をしており、給与額も自分と同額である 8 万円であった。」と主張しているが、同社の事業所別被保険者名簿によると、当該同僚の同社における申立期間の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額と同額又はそれよりも低額であることが確認できる。

さらに、当該事業所別被保険者名簿において、申立期間に被保険者である 11 人のうち、事業主及び取締役を除いた従業員 9 人の申立期間における標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額とほぼ同額又はそれよりも低額であることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 9 月 1 日から 16 年 1 月 31 日まで

A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額より低くなっている。当時、社会保険料を滞納しており、社会保険事務所（当時）から督促を受けていたが会社の滞納保険料を個人の標準報酬月額を引き下げて処理をするのは納得がいかないので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、平成 11 年 9 月から 12 年 9 月までは 59 万円、同年 10 月から 13 年 1 月までは 62 万円、同年 2 月から同年 8 月までは 50 万円、同年 9 月から 15 年 12 月までは 38 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の後の 16 年 2 月 5 日付けで、遡って 9 万 8,000 円に減額訂正されている上、申立人と同様に、ほかの取締役二人についても、遡及して標準報酬月額の減額訂正が行われていることが確認できる。

一方、A社に係る商業・法人登記簿謄本により、申立人は、申立期間及び当該遡及訂正処理日において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、A社は、経営状態が悪く、厚生年金保険料の滞納があり、社会保険事務所から何度も督促があった旨供述している。

さらに、上記遡及訂正手続について、申立人は、A社の監査役であった妻に代表者印を渡し、滞納している厚生年金保険料の延納の申請を社会保険事務所に相談に行かせた際に、社会保険事務所の担当者から当該遡及訂正手続の説明を受けた妻が行った行為であると供述している一方で、当該行為については、会社として行ったものであるとしている。

加えて、申立人から提出されたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確

認通知書において、平成 16 年 2 月 4 日付けの社会保険事務所の確認印が押されていることから、当該通知書は、上記減額訂正処理の際に同事務所に提出されたものであると認められるところ、当該通知書の事業主氏名には、申立人の氏名が押印されていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、当該行為の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年7月1日から32年4月1日まで  
② 昭和32年4月1日から34年4月1日まで

A出張所（現在は、B事務所）にC係として勤務した期間のうちの申立期間①及び同出張所から転勤し、D出張所（現在は、E事務所）にF係として勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間にそれぞれの出張所に勤務し、厚生年金保険に加入していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A出張所において当該期間に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる従業員の供述により、期間は特定できないものの、申立人は、当該期間に同出張所で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B事務所では、申立期間①当時のA出張所に係る資料を保管しておらず、申立人の当該期間に係る勤務の状況及び厚生年金保険料の給与からの控除については、不明であるとしている。

また、申立人が記憶している申立期間①当時の同僚5人のうち、連絡先の判明した二人のほか、A出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間に同出張所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員のうち、連絡先の判明した10人に、同出張所における当該期間に係る厚生年金保険の取扱い及び申立人の勤務形態について照会したが、回答のあった全員が、同出張所における当該期間に係る厚生年金保険の取扱い及び申立人の勤務形態は不明であるとしている。

さらに、申立期間①において、申立人が厚生年金保険の被保険者であったとすれば、A出張所から、申立人に係る昭和31年7月1日の同出張所における厚生年金保険の資格喪失届が提出されておらず、申立人の当該期間に係る同年10月の標準報酬月額の時決定のための算定基礎届が提出されていたはずである。このため、A出張所が当該被保険者資格喪失届及び当該算定基礎届の複数回の届出において、申立人の厚生

年金保険被保険者記録の誤りに気付かなかったとは考え難いことから、同出張所は、上記被保険者名簿の記録どおり、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失届を提出し、当該期間は被保険者でないことを認識していたと考えるのが自然である。

加えて、申立人のA出張所における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、オンライン記録、上記被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳とも昭和31年7月1日で一致している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、D出張所において当該期間に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる従業員の供述により、期間は特定できないものの、申立人は、当該期間に同出張所で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、E事務所では、申立期間②当時のD出張所に係る資料を保管しておらず、申立人の当該期間に係る勤務の状況及び厚生年金保険料の給与からの控除については、不明であるとしている。

また、申立人が申立期間②当時の同僚であると記憶している二人のうち、連絡先の判明した一人のほか、D出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間に同出張所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員のうち、連絡先の判明した8人に、同出張所における当該期間に係る厚生年金保険の取扱い及び申立人の勤務形態について照会したが、回答のあった全員が、同出張所における当該期間に係る厚生年金保険の取扱い及び申立人の勤務形態は不明であるとしている。

さらに、申立期間②において、申立人が厚生年金保険の被保険者であったとすれば、D出張所から、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の被保険者資格取得届、毎年10月の標準報酬月額の時給決定のための算定基礎届及び厚生年金保険の被保険者資格喪失届が提出されていたはずである。このため、D出張所が厚生年金保険の被保険者資格取得届、毎年10月の標準報酬月額の時給決定のための算定基礎届及び厚生年金保険の被保険者資格喪失届の複数回の届出において、申立人の厚生年金保険被保険者記録の誤りに気付かなかったとは考え難いことから、同出張所は、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得届を提出しておらず、当該期間は被保険者でないことを認識していたと考えるのが自然である。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月から 60 年 8 月まで

A社に作業員として勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間のうち、昭和 60 年 4 月 3 日から同年 8 月 31 日までの期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、平成 7 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は、申立期間当時の資料を保管していないので、申立人の申立期間における勤務の状況及び厚生年金保険料の控除については不明であるが、同社における厚生年金保険の取扱いは、従業員全員を加入させていたわけではなく、加入希望者のみを加入させており、加入を希望しない者の給与から厚生年金保険料を控除することはなかったとしている。

また、申立人は、A社に入社した経緯について、同社に先に勤務していた同僚の紹介で入社したとしているが、当該同僚は、同社に係る事業所別被保険者名簿では、申立期間において、被保険者記録を確認することはできない。

さらに、当該事業所別被保険者名簿により、申立期間にA社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員のうち、連絡先の判明した 5 人に申立人の申立期間に係る勤務の状況及び厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、回答のあった全員が申立人の勤務の状況及び厚生年金保険の取扱いについては不明であるとしていることから、確認することができない。

加えて、申立人は、A社から申立期間にもらったとする会社名や支給年の記載のない給料支払明細書を提出しているが、当該給料支払明細書について、当時の事業主は、申

立期間に同社で使用していたものではないとしている。

また、オンライン記録により、申立人がA社とは別の事業所において、申立期間後に、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる平成元年11月1日から5年9月1日までの期間に係る標準報酬月額に基づき算出した厚生年金保険料控除額と当該給料支払明細書に記載のある厚生年金保険料控除額が符合していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東東京厚生年金 事案 24967 (事案 10683 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年11月から32年6月1日まで  
A事業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、前回、申立人は、B社に勤務していたと申し立てているところ、申立人及び元従業員の供述から、勤務期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえるものの、元従業員は、同社は社員の出入りが激しく、臨時社員及び見習社員については厚生年金保険に加入させていなかったと供述している上、申立人は、見習として入社したと供述していることから、少なくとも申立人は、同社に入社した当初の期間において、厚生年金保険に加入していなかったことがうかがえること、また、同社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は連絡先が不明であることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができないことなどから、既に年金記録確認C地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成22年7月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間の頃の地図によると、会社名がB社ではなく、A事業所と記入されていることから、申立期間に勤務した会社はB社ではなく、A事業所であると申し立てている。

しかしながら、A事業所は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い上、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、A事業所の事業主及び同僚について記憶しているのは名字のみであり、連絡先は不明であるとしていることから、これらの者から同事業所における申立人

の勤務及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 11 月 1 日から 54 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 62 年 4 月 1 日から 63 年 8 月 1 日まで  
③ 平成元年 8 月 1 日から 11 年 1 月 27 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、それぞれ前月の標準報酬月額より下がっているのは納得できない旨を、平成 23 年 5 月に第三者委員会に申し立てたが、当該申立期間に係る同委員会による調査の際、自分は代表者印の押印について、代表者印を押したことも人に貸したこともないと説明したにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額に係る社会保険事務所(当時)への届出書に自分で押印したと判定され、記録訂正のためのあっせんは行わないと判断された。再度調査して標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間に係る申立てについては、i) A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていること、申立期間当時の事業主は、自身は経理及び社会保険関係業務に関与していないとしていること、また、当時の同社の経理担当者は、既に死亡していることなどから、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができないことなどを総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないこと、ii) なお、申立人は、申立期間においてA社の取締役であったことが確認できること、「経理関係は経理担当者に任せていたが、事業で必要とした会社印は自身で保管しており、経理担当者に預けるということは無く、作成された書類に自身で押印していた。」としていること、また、当時の複数の従業員が、申立人は専務として経理関係を担当していたとしていることから、仮に、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)第1条第1項ただし書に規定されている「保険料納付義務を履

行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められるため、申立期間については、特例法に基づく記録の訂正を認めることはできないと判断され、既に年金記録確認B地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成24年1月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「前回の申立てに係る第三者委員会による調査の際、代表者印を押したことも人に貸したこともないと説明したにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額に係る社会保険事務所への届出書に自分で押印していたと判定され、記録訂正のためのあっせんは行わないと判断された。納得できないので、C年金事務所に電話で確認したところ、社会保険事務所に提出する届出書に押印する印鑑については、会社名、代表取締役の名前、住所等が確認できるゴム印と、会社名の入った角印が押されていれば届出書を受理すると言われた。このことから、私が管理している代表者印を押さなくても、社会保険事務所は届出を受理していたことになり、作成された書類に私が代表者印を押していたとの委員会の判断には納得できない。」として、再度申立てを行っている。

この申立人がC年金事務所に確認したとする届出書と代表者印の押印の関係については、日本年金機構に照会したところ、「一般的に角印は社印であり、事業主印ではないと考えられ、申立期間当時、社印のみが押された届出書の提出があっても、社会保険事務所では受付を行わなかった。ただし、角印全てが社印であるとは限らず、角印であっても、それが事業主印と判断できれば届出を受け付ける取扱いであった。なお、角印が事業主印と判断できない場合は、改めて事業主印の押印を求めていたと考える。」と回答している。

しかしながら、前回の申立てに係る判断において、申立期間の標準報酬月額の記録訂正が必要ないとしたのは、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除が確認できなかったためであり、仮に申立期間に申立人の主張する保険料控除があつたとしても、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当するので、記録の訂正は必要ないとしたものである。

今回も申立期間における申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料控除については、これを確認できる新たな資料や周辺事情は見当たらないことから、申立人の主張は、年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに当初の決定を変更すべき新たな資料や情報は見当たらないことから、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、A社の社会保険事務を経理担当者に一任していたとはいえ、同社における事務全般を統括する取締役であり、代表者印も管理していたことから、社会保険事務に係る責任者の立場にあり、仮に、申立期間に申立人の主張する保険料控除があつたとしても、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月 1 日から 53 年 1 月 1 日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。同社を退職後、失業保険を受給する前にB社に就職しており、昭和52年12月末日まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の離職日は、昭和52年9月30日と記録されており、厚生年金保険の資格喪失日と符合している。

また、A社から提出のあった同社作成の社会保険台帳から、申立人が昭和52年10月1日に資格を喪失したことが確認できる。

さらに、申立人は、A社を退職後、すぐに離職票をハローワークに提出し、求職の申込みを行ったと供述しているところ、雇用保険の記録から離職票の交付日は昭和52年10月1日、求職の初回申込日が同年10月20日と記録されていることから、申立期間に同社とは使用関係がなく、同社には勤務していなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年12月1日から31年5月1日まで  
A社で勤務していた期間のうち、同社B支店C事業所で勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の供述及び同社が保管していた申立人に係る社員名簿によると、申立人は、昭和27年4月1日に同社D支店E事業所に臨時事務員として入社しており、申立期間については、同年12月1日から28年2月1日までの期間に同社C事業所で臨時事務員として勤務した後、同社を一旦退職し、その3日後の同年2月4日に同社F支店に再入社し、31年4月30日までの期間について同支店で臨時事務員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて、「当社では、申立期間当時、原則として臨時従業員については厚生年金保険を適用しない取扱いを行っていたが、支店（事業所）によっては、臨時従業員であっても正社員として登用する数か月前に厚生年金保険を資格取得していた事例もある。このため、申立人については、昭和27年4月1日にD支店E事業所に入社後、同年10月1日に同支店で資格取得したものの、C事業所に転勤した同年12月1日から28年2月1日までの期間については、27年12月1日の組織改正によりC事業所の所管がB支店から、本社直轄となったことにより、臨時従業員は原則どおり、厚生年金保険の適用除外となり、申立人についても、適用から外れたものとする。また、F支店に転勤した28年2月4日から同支店で正社員となる31年5月1日までの期間についても、臨時従業員として厚生年金保険の適用から外れたものとする。当然ながら、厚生年金保険の未加入期間に給与からの保険料控除はしていない。」としている。

また、申立人は、A社D支店E事業所及び同社B支店C事業所で一緒だったとする同僚一人の名前を挙げており、同社D支店及び同社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において当該同僚の被保険者記録が確認できるものの、当該同僚は、「自分は営業関係の仕事に就いており、申立人と職種が違うこともあり、D支店E事業所及びC事業所での申立人の記憶は無く、当時の厚生年金保険の取扱いは不明である。」としている。

さらに、A社D支店及び同社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、上記同僚以外で申立期間当時に被保険者記録がある従業員であって、連絡先の判明した二人に申立期間当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、一人から回答を得られたが、当時の厚生年金保険の取扱いは不明としている。

加えて、A社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間における健康保険番号に欠番は無く、訂正等による不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。